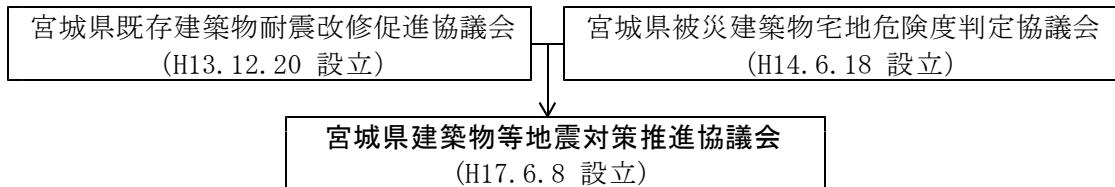


「宮城県建築物等地震対策推進協議会」について

宮城県土木部建築宅地課

県内の建築物等の総合的な地震対策を推進する目的で設立された協議会です。先に設立されていた2つの協議会（「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会（耐震診断・耐震改修等、主として地震前の対策）」「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会（被災建築物応急危険度判定等、主として地震後の対策）」）を統合し、設立されました。



設立年月日 平成17年6月8日

目 的 県内の建築物等の総合的な地震対策の推進を図るため、県、市町村及び建築や建築物等に関係する団体等が連携して、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発、促進等により、建築物等の震前対策の推進と被災建築物応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度、震災建築物被災度区分判定制度等の震後対策の充実に関し必要な措置を講ずることにより、県民の安全・安心な生活に資することを目的としています。

会 長 田中 礼治（東北工業大学名誉教授）

副 会 長 前田 匠樹（東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻教授）
宮城県土木部次長（技術担当）

| | | |
|-------------------------|-----------|---------------------|
| 会 員 (会長、副会長含) | 学識経験者 | 2名 |
| | 建築物所有者等団体 | 7団体 |
| | 建築関係公益法人等 | 19団体 |
| | 宮城県関係課等 | 10課（土木部次長（技術担当）+9課） |
| | 市町村関係課 | 38課 |
| | 合 計 | 76会員（H29.8.1現在） |

事 業 1. 宮城県耐震改修促進計画の推進に関すること。

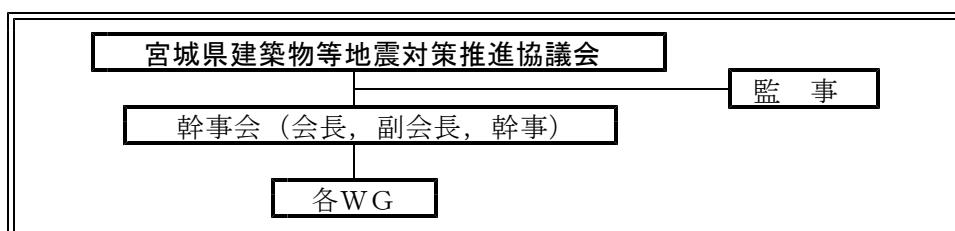
2. 既存建築物の耐震診断、耐震改修の推進に関すること。

3. 被災建築物応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度、震災建築物被災度区分判定制度等に関すること。

4. その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

※各事業については、テーマ別にワーキンググループ等（WG）を設けて活動しています。

組 織 図



事 務 局 財団法人 宮城県建築住宅センター